

多摩地域福祉有償運送運営協議会

特別幹事会

(平成29年度 第1回)

会 議 錄

会議名	平成29年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会	
日 時	平成29年7月4日(火) 午後1時30分~4時00分	
場 所	東京自治会館 大会議室	
委 員	塚田・谷口・島津・町田・秋山(正)(石井委員代理)・大和田・小川(柳瀬委員代理)・齊藤・松坂・松島・荻野・島田・萩原	
出席者	社会福祉法人 府中市社会福祉協議会 特定非営利活動法人 ちょうふ自立応援団 特定非営利活動法人 調布ハンディキャップ 特定非営利活動法人 自立生活センター・小平 特定非営利活動法人 移動サービス・バイユアセルフ 特定非営利活動法人 障害者の自立を支える会こすもす 特定非営利活動法人 清瀬福祉移送センターせせらぎの会 社会福祉法人 清悠会 特定非営利活動法人 ヒューマンライフ・エンジョイ友の会 特定非営利活動法人 くるみ 特定非営利活動法人 ケアプレイスはなでんしゃ 特定非営利活動法人 ハ王子バリアフリーの会 社会福祉法人 みずき福祉会 社会福祉法人 永明会 社会福祉法人 正夢の会 社会福祉法人 あきる野市社会福祉協議会	(更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新) (更新)
事務局	狛江市・福生市	
欠席委員	田淵・秋山(哲)	
議題	1 開会 2 資料の確認 3 会議運営上の確認事項について 4 運営協議会に協議申請された事項の審査等について 5 その他	
公開・非公開の別	公開	
非公開の理由		
傍聴人の数	13名	
配付資料	事前配付資料 • 平成29年度第1回特別幹事会協議予定団体一覧	

	<ul style="list-style-type: none">・福祉有償運送更新登録申請団体要件確認表（16団体17件）・自家用自動車有償運送対価変更協議依頼書（2団体2件）・多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱 <p>机上配付資料</p> <ul style="list-style-type: none">・資料1 多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿・資料2 多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表・資料3 平成29年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第1回特別幹事会審査団体要件確認一覧表
--	---

平成29年度多摩地域福祉有償運送運営協議会 第1回特別幹事会

平成29年7月4日

【事務局】 それでは定刻となりましたので、ただいまより多摩地域福祉有償運送運営協議会第1回特別幹事会を開会いたします。本日はお忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

今年度、福生市にかわり、狛江市が特別幹事会事務局を務めさせていただきます。地域福祉課長です。地域福祉係長でございます。

スムーズな議事運営に努めてまいりますので、皆様のご協力をどうぞよろしくお願ひいたします。

初めに、今年度最初の特別幹事会でございますので、委員の皆様から自己紹介をお願いしたいと思います。紹介の順番でございますけれども、本日お配りしております資料1、委員名簿の順番に従いましてお願ひしたいと思います。

なお、本日は、欠席のご連絡はいたしていないのですけれども、まだお見えになっていらっしゃらない委員の方がいらっしゃいます。1名の委員からは30分ほどおくれるとのご連絡をいただいております。代理の出席の方が2名いらっしゃいます。

それでは、恐縮でございますが、委員よりご紹介のほどお願ひいたします。

【委員】 ボランティア団体代表、社会福祉法人幹福祉会です。よろしくお願ひいたします。

【委員】 私は、上から5つ目の桜美林大学の者です。よろしくお願ひいたします。

【委員】 私は、タクシー事業者団体の代表という形で、前任の委員にかわりましてきました、東京ハイヤー・タクシー協会ケア輸送委員長です。西東京市の有償運送の委員も務めております。よろしくお願ひします。

【委員代理】 こんにちは。上から7番目、タクシー事業者の代表でありまして、京王自動車の常務であります。今日は、私は代理出席で申しわけございません。どうぞよろしくお願ひします。お世話になります。

【委員】 タクシーの労働組合の代表として参加させていただいている。名簿で関東旅客自動車交通労働組合東京連合会、私はこちらの東京地連の副委員長を仰せつかってい

まして、出身は三多摩交通労働組合になりますので、京王自動車労働組合は訂正をお願いしたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【委員代理】 国土交通省関東運輸局東京運輸支局の首席運輸企画専門官の代理で参りました。どうぞよろしくお願ひします。

【委員】 市町村代表の福生市福祉保健部長でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

【委員】 狛江市福祉保健部長です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員】 市町村北多摩東ブロック、調布市でございます。よろしくお願ひいたします。

【委員】 市町村北多摩西ブロック、昭島市の生活福祉課長です。よろしくお願ひいたします。

【委員】 市町村西多摩ブロック、羽村市高齢福祉介護課長です。どうぞよろしくお願ひいたします。

【委員】 市町村代表の南多摩ブロック、多摩市の健康福祉部福祉総務課長です。よろしくお願ひいたします。

【事務局】 どうもありがとうございました。

引き続きまして、運営協議会事務局を紹介させていただきます。福生市さん、お願ひいたします。

【事務局】 今年度、運営協議会事務局を務めさせていただきます、福生市介護福祉課長です。どうぞよろしくお願ひいたします。

隣が、同じく事務局、高齢福祉係長でございます。

【事務局】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 隣が、担当でございます。

【事務局】 よろしくお願ひいたします。

【事務局】 どうぞよろしくお願ひいたします。

【事務局】 ありがとうございました。

ここで事務局より、会議の成立について報告いたします。設置要綱の規定では、特別幹事会は委員の過半数が出席しなければ開くことができないこととなっております。本日は委員15名中12名の方にご出席いただいておりますので、会議は有効に成立していることをご報告いたします。

続きまして、次第の3、特別幹事会会長の互選及び副会長の指名についてご説明いたし

ます。選出の方法でございますが、特別幹事会会长は設置要綱第6条の規定によりまして委員の互選で定める、また副会長は会長の指名した者を充てることとなっております。この規定に基づきまして会長、副会長の選出をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】 狛江市の委員を会長として推薦いたします。

【事務局】 狛江市の委員を会長として推薦するとの声がございましたが、皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ご異議がないようでしたら、会長は狛江市の委員にお願いしたいと思います。

それでは、会長席へ移動をお願いいたします。

(委員、会長席へ移動)

【事務局】 引き続き、副会長の選出に移ります。設置要綱第6条第4項により、会長の指名となっております。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 では、会長からご指名をお願いいたします。

【会長】 それでは、副会長に福生市の委員を指名いたします。

【事務局】 よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ご異議がないようでしたら、福生市の委員にお願いしたいと思います。

それでは、副会長席へ移動をお願いいたします。

(委員、副会長席へ移動)

【事務局】 それではここで、本日は傍聴の方がいらっしゃいますので、ご入場いただきますので、少々お待ちください。

(市町村、団体、傍聴者入場)

【事務局】 お待たせいたしました。ここから会長の進行でお願いいたします。

【会長】 改めまして、皆さん、こんにちは。狛江市の福祉保健部長でございます。本日は会長の職を仰せつかりました。何分ふなれでございます。円滑な議事進行のため、委員の皆様の特段のご協力を賜り、進めてまいりたいと存じます。ご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、早速次第に従いまして進めてまいります。次第の4、資料の確認を事務局よ

りお願いいいたします。

【事務局】 事務局より、本日の配付資料についてご説明いたします。

多摩地域福祉有償運送運営協議会第1回特別幹事会次第。資料1といたしまして、多摩地域福祉有償運送運営協議会特別幹事会委員名簿。資料2といたしまして、多摩地域福祉有償運送運営協議会79条登録団体等一覧表。資料3といたしまして、平成29年度多摩地域福祉有償運送運営協議会第1回特別幹事会審査団体要件確認一覧表。このほかに、多摩地域福祉有償運送運営協議会設置要綱、並びに本日審査していただく各団体の要件確認表等を事前にお送りしております。

資料の不足等はございませんか。不足等がございましたら、事務局までお申しつけください。よろしいでしょうか。

【会長】 よろしいですか。大丈夫ですか。

【事務局】 なお、事前にお送りいたしました平成29年度第1回特別幹事会・運営協議会協議予定団体一覧には、小平市所管の特定非営利活動法人、移動サービス・バイユアセルフが「移送サービス・バイユアセルフ」となってございましたので、修正したものをお手元の次第の裏面に印刷してございますので、よろしくお願いいいたします。

【会長】 それでは続きまして、次第の5、会議運営上の確認事項について事務局よりお願いをいたします。

【事務局】 会議運営上の確認事項につきまして、事務局からご連絡いたします。

本会議の議事内容につきましては、公開用の会議録を作成いたします。発言される方は、お手元のマイクを引き寄せまして、手前のボタンを押しますとランプがつきます。ランプを確認して氏名を述べてからお話しくださいますようお願いいたします。

なお、公開用の会議録は、発言者の名前を、会長、副会長、委員、事務局という表示に変更いたします。

また、この特別幹事会は原則公開となっております。ただし、公開することにより協議の妨げになると会長が判断した場合は非公開とすることができる規定となってございます。

本日の会議を傍聴される方に申し上げます。本会議の録音・撮影はご遠慮いただくこととなっております。どうぞよろしくお願いいいたします。

【会長】 それでは続きまして、次第の6、運営協議会に協議申請されました事項の審査に入ります。各団体からの申請は、所管の自治体及び特別幹事会事務局が内容の確認をしております。全体的な内容及び資料3の一覧表のNo.1からNo.9までの団体の申請

の概要につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【事務局】 事務局からご説明いたします。

申請書類の形式的要件につきましては、所管の自治体及び事務局にて確認してございます。東京運輸支局への年度実績報告の提出、車両の表示、車内への登録証の配備、運行記録簿や点呼簿の記入状況、旅客名簿の適切な管理、事故記録簿や苦情処理簿の配備等につきましては、所管の自治体が確認しております。重大事故の発生は、各団体ともございません。法令の遵守については、各団体より宣誓書の提出を受けております。

では、資料3をごらんください。A3の審査団体要件確認一覧表でございます。今回は、更新登録申請が16団体17件、変更登録申請が2団体2件でございます。事前にお送りしてございます要件確認表以外の申請書類は、所管の自治体及び事務局で保管してございますので、必要があればお申しつけください。

では、16団体19件のうち、No.1からNo.9までの確認内容等についてご説明いたします。

No.1は、府中市所管の社会福祉法人、府中市社会福祉協議会でございます。使用車両と会員種別の変更は平成29年5月30日に届け出済みでございます。また、運転者数、運行管理体制、損害保険に変更がございます。

No.2は、調布市所管の特定非営利活動法人、ちようふ自立応援団でございます。運転者数の内訳、会員数に変更がございます。

No.3は、調布市所管の特定非営利活動法人、調布ハンディキャブでございます。代表者の変更は平成28年4月25日、使用車両の変更は平成29年4月10日に届け出済みでございます。また、運転者数、運行管理体制、会員数、損害保険に変更がございます。

No.4は、小平市所管の特定非営利活動法人、自立生活センター・小平でございます。運送主体と事務所の所在地の変更は平成29年4月24日、使用車両の変更は平成27年5月26日に届け出済みでございます。また、会員数、損害保険に変更がございます。

No.5は、小平市所管の特定非営利活動法人、移動サービス・バイユアセルフでございます。使用車両の変更は平成29年6月21日に届け出済みでございます。また、運転者数、運行管理体制、会員数、損害保険に変更がございます。

No.6は、東村山市所管の特定非営利活動法人、障害者の自立を支える会こすもすでございます。運送主体と事務所の所在地、使用車両、会員種別の変更は平成29年6月2日に届け出済みでございます。また、運転者数、運行管理体制、損害保険に変更がございます。

す。

No. 7は、清瀬市所管の特定非営利活動法人、清瀬福祉移送センターせせらぎの会でございます。使用車両の変更は平成29年6月7日に届け出済みでございます。また、運転者数、会員数、損害保険に変更がございます。

No. 8は、清瀬市所管の社会福祉法人、清悠会でございます。運転者数、会員数に変更がございます。

No. 9は、武蔵村山市所管の特定非営利活動法人、ヒューマンライフ・エンジョイ友の会でございます。運行管理体制に変更がございます。

No. 1からNo. 9までは以上となります。

【会長】 それでは、最初の9団体9件を一括で審査に入りたいと思います。補足説明がございましたら、所管の各市からお願ひいたします。

まずは府中市社会福祉協議会につきまして、府中市さんからお願ひをいたします。

【府中市】 No. 1、府中市でございます。よろしくお願ひいたします。

前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。6月19日に府中市社会福祉協議会におきまして、運行記録簿等書類及び使用車両について確認しましたところ、適正に管理・運営されておりました。また、同協議会では、ドライバーに健康診断の受診結果の提出を求めており、高齢ドライバーも含め全員から提出があり、問題がなかったことを確認しております。

なお、本市における需給状況に関するデータですが、需要の部分で申し上げますと、本市の平成28年度末時点における身体障害者手帳の保持者数は7,341人で、近年横ばいの状態。また、介護保険の要介護認定者は7,844人となっており、近年増加傾向にありますことをご報告いたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、ちようふ自立応援団、調布ハンディキャブにつきまして、調布市さんからお願ひいたします。

【調布市】 No. 2、No. 3の調布市でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、補足説明といたしまして、調布市の概要についてご説明いたします。調布市は多摩地域の東部に位置し、面積は21.58平方キロメートル、29年4月1日現在の人口は23万865人となっております。

次に、今回ご協議いただく団体が対象としております旅客範囲につきましては、平成2

9年3月31日時点で、身体障害者手帳1級から6級の方が5,129人、愛の手帳1度から4度の方が1,251人、精神障害者手帳1級から3級の方が1,742人となっております。また、介護認定を受けている方につきましては、平成29年3月31日時点で、要介護1から5の認定を受けている方が6,331人、要支援1、2の認定を受けている方が3,304人となっております。

なお、市内の福祉有償運送登録団体につきましては、現在3団体ございます。

では初めに、No.2の特定非営利活動法人、ちゅうふ自立応援団につきまして、前回更新時からの変更点は事務局からの説明のとおりでございます。また、6月15日に団体事務所におきまして、運行記録簿等の書類や使用車両について確認させていただきましたところ、適正に管理・運営されておりましたことをご報告いたします。

次に、No.3の特定非営利活動法人、調布ハンディキャップにおきましても、前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。また、同じく6月7日に団体事務所におきまして、運行記録簿等の書類や使用車両につきまして確認いたしました。適正に管理・運営されておりましたことをご報告いたします。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、自立生活センター・小平、移動サービス・バイユアセルフにつきまして、小平市さんからお願いいたします。

【小平市】 No.4、No.5、小平市でございます。よろしくお願ひいたします。

No.4、NPO法人自立生活センター・小平ですが、前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。5月29日に自立生活センター・小平におきまして、運行記録簿等書類及び使用車両について確認させていただきましたところ、適正に管理・運営されておりましたことをご報告いたします。

続きまして、No.5、NPO法人移動サービス・バイユアセルフですが、前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。5月31日にNPO法人移動サービス・バイユアセルフにおきまして、運行記録簿等書類及び使用車両について確認させていただきましたところ、適正に管理・運営されておりましたことをご報告いたします。

なお、両団体とともに、運転者は年1回の健康診断の実施及び運転前の対面点呼を行っております。

本市の平成28年度末の需給状況ですが、身体障害者手帳の保持者数は5,501人で、

昨年度と比べ4.7%増えております。また、介護保険の要介護の認定者数は5,691人となり、近年増加傾向となっております。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

続きまして、障害者の自立を支える会こすもすにつきまして、東村山市さんからお願いをいたします。

【東村山市】 東村山市でございます。よろしくお願ひいたします。

前回からの変更点でございますが、事務局説明のとおりとなっております。去る5月26日に障害者の自立を支える会こすもすの事務所にて、運行記録簿等の書類の確認をさせていただきました。また、使用車両についても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。

次に、東村山市の需給状況でございます。東村山市の要介護・要支援認定者数は、平成28年3月31日時点です7,726人となっております。また、障害者手帳の交付状況でございますが、身体障害者手帳を保持している方が4,862人、知的障害者の愛の手帳をお持ちの方が1,045人、精神障害者保健福祉手帳を保持している方が1,542人となっております。

また、東村山市で福祉有償運送を行っている団体は2団体となっております。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

続きまして、清瀬福祉移送センターせせらぎの会、清悠会につきまして、清瀬市さんからお願ひいたします。

【清瀬市】 №.7、№.8、清瀬市でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、№.7、前回からの変更点は事務局説明のとおりです。6月16日に当該団体の事務所に伺いまして、車両2台と運行記録簿等の関係書類を点検し、適正な運行管理がされていることを確認いたしました。運転者につきましては、健康診断を年1回受けていることを確認しております。また、対面点呼につきましては、点呼簿に基づきまして、健康状態、会話状況、睡眠時間、服薬等の確認を実施していることを確認しております。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

続きまして、№.8でございます。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。6月14日に当該団体の事務所に伺いまして、車両2台と運行記録簿等の関係書類を

点検し、適正な運行管理がされていることを確認いたしました。運転者につきましては、健康診断を年1回受けていることを確認しております。また、対面点呼につきましては、疾病確認、疲労確認、飲酒有無確認を実施していることを確認しております。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

続きまして、ヒューマンライフ・エンジョイ友の会につきまして、武蔵村山市さんからお願ひいたします。

【武蔵村山市】 N o. 9 の武蔵村山市でございます。よろしくお願ひいたします。

前回からの変更点につきましては事務局に説明していただいたとおりでございます。また、6月26日にN P O 法人ヒューマンライフ・エンジョイ友の会の事務所におきまして、運行記録簿等書類を及び使用車両について確認をさせていただきましたところ、適正に管理・運営されておりましたことをご報告いたします。また、運転手につきましては、定期健康診断につきましては年2回受診をしております。また、対面点呼において、健康状態や疲労度など確認しているとのことでございました。

次に、運送の対象の関係でございますが、身体障害者手帳保持者につきましては、平成29年4月1日現在で2,356人、また、要介護認定者につきましては1,946人、また、要支援認定者につきましては818人でございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございます。

以上で9団体9件につきまして、補足の説明が終わりました。委員の皆様、ご意見、ご質問等がございましたら、お願ひいたします。いかがでしょうか。

【委員代理】 タクシー事業者の京王自動車です。府中市さんからも説明をいただいて、年1回の健康診断、また、対面点呼とお話しいただいたかと思いますけれども、10名のドライバーの方がいらっしゃるということで、適正な講習を受けて、このお仕事をなさっているということありますけれども、こういう方々の、ある意味では所内研修みたいなものは、定期的におやりになっている感じでしょうか。

【府中市】 そちらは団体からでよろしいでしょうか。

【委員代理】 はい。

【社会福祉法人府中市社会福祉協議会】 該当します団体の社会福祉法人、府中市社会福祉協議会よりお答えします。

現在、研修といいますか、連絡会という形で、定期的にミーティングの機会を年2回設けております。そこで車両の安全の確認の仕方ですとか、そういったことを話し合っております。

【会長】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかにございましたら。
お願いいいたします。

【委員】 タクシー事業団体です。該当するところが1番と5番と10番ですけれども、会員数に大幅な変更、増えたところと、あと、減ったところがあるのですけれども、これは、増えたところは、増えたところに対して、ドライバーさんとかそういうのが増えていないところは、1人当たりの負荷が上がっていかどうかというお話と、大幅に減っているところ、例えば5番ですけれども、113名が21名という形で、これは利用されていない方がそういうのを整理したとか、そういう特殊な事情があるのかどうかということと、10番さんも、131名が100名に減っているということですけれども、そこら辺等の会員の大幅な増減があったことについて、何か理由があるかどうか、教えていただければと思います。

【会長】 それでは、No.1からよろしいですか。

【府中市】 No.1の府中でございます。会員増の詳しい内容につきましては、また団体から説明をさせていただきます。

【社会福祉法人府中市社会福祉協議会】 それでは、会員の増というところですが、社会福祉協議会の場合、かなり多くの利用される方が増えてきておりますが、それは主にケアマネジャーや病院から紹介されてということで増えております。

ただ、95名ほど会員の方いらっしゃるのですけれども、実際の稼働している方というのは32人で、そんなに多くはない。基本的には通常のタクシーですとかといったものを使えるのですけれども、状態が悪くなったときに普通のタクシーでは乗れない困境で、安心のために登録だけしておきたいという方が多くいらっしゃるようです。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 委員さん、10番は後半になりますので、1番と5番だけ。

【委員】 府中市社協の方に、委員の質問について引き続いてお聞きしたいのですけれども、会員が増えている、95人の実質が32人であることはわかりました。ただ、車両も減っているのですけれども、この辺は特に支障はないのでしょうか。前回申請時の状況、車椅子車両3台が、申請段階の現状で車椅子車両2台になっていますけれども、特に支障

はないのでしょうかという質問です。

【社会福祉法人府中市社会福祉協議会】 それでは、団体から答えさせていただきます。

車両は1台減りましたが、これで稼働率としてはちょうどいいというところでござります。私どももそんなに拡大というところではありませんので、2台がちょうどよく回っている。また、この2台で回り切れないときはお断りをしておりますので、団体として社協としてできる範囲ということで進めております。

【委員】 ありがとうございます。

【小平市】 よろしいでしょうか。

【会長】 はい。

【小平市】 №.5、小平市の移動サービス・バイユアセルフ、登録者数の大幅な減ですけれども、当団体は、移動サービス以外に居宅介護や同行援護、訪問介護等を行っているが、移動サービスに係る経費の負担が他の事業を圧迫している面が出てきたため、事業を縮小しました。そのため、車両6台から2台に減少したことに伴い運転手も減らすとともに、登録の会員すれども、新規での募集をあまり行わなかつたこと、あと、先ほど委員のおっしゃったとおり、あまり使用していない方の整理をした、そういうことから、登録者の人数が大幅に減少しております。

【委員】 ありがとうございます。そのことについて、新規の方から不満とかは特に出ていないのですかということですけれども、しようがないのかなという形でしょうか。

【小平市】 特に新規の方から不満等は出しておりません。

【委員】 ありがとうございます。

【委員】 今の委員の質問に引き続きよろしいですか。

【会長】 どうぞ。

【委員】 113人が21人になった、随分減ってしまったという感じですが、この差し引きの方たちというのは、もちろん利用されていない人たちもいたと思うのですが、ほかのところの福祉有償運送を利用されているのでしょうか。その辺の実態はどうでしょうか。

【小平市】 このところは団体から回答していただきます。

【NPO法人移動サービス・バイユアセルフ】 移動サービス・バイユアセルフです。

よろしくお願ひいたします。

人数が減ったことに関しましては、1つは、私たちが居宅介護の別の事業ですが、そち

らのサービスをしている中で、以前は身体障害者の皆さんが出でられるときは、車しか利用できない状況の中にありましたけれども、実際の小平市の地域生活支援事業という事業の中で、移動支援という制度ですね、時間をもらうことによって、ヘルパーさんと一緒にバスや電車で買い物とかいろいろなところに出かけられるようになったというのが実際たくさんいらっしゃいまして、そういう方たちの部分が私どもの車をご利用されなくても、その制度を使って外出できる方がたくさん増えました。そういう部分で利用者の方が減ったことが、特に大きな減少かと思っております。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 どうぞ。

【委員】 小平市さんに質問です。そうすると、その移動支援というのは、逆にこの差額を埋める形で、すごく増えたのですか、増えていなかつたのですかというのは、小平市さんは把握されていますか。

【小平市】 小平市です。特に詳しい具体的な人数までは把握はしておりません。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかにございますか。

どうぞ。

【委員】 幹福祉会です。私も小平市さんに質問です。最初の説明の中で、身体障害者手帳保有者の方が増加していると。あと、介護保険の認定者も増加しているというお話がありました。それとは反面して利用者の数は減っているという状況にあるという状態ですが、特に私は花小金井駅だとかよく使ったりもするのですが、そこでユニバーサルタクシーであったりだとか、よく見かけたりするのですが、小平市で走っているといったユニバーサルタクシーであったりだとか介護タクシーの台数を把握されていましたりだとか、また、そういう移動困難者の方からの問い合わせなどが市にあるかどうか、伺えればと思います。

【小平市】 小平市です。委員のご質問の件ですけれども、ユニバーサルデザイン車両ですけれども、たしか市内では、直近のはわからない、8台走行している形となっております。あと、市内で、市で出している、委託しているのですけれども、「おおぞら号」というのが、無料で3台利用できる。なお、介護タクシー等については、非常に増えてはきているのですけれども、需要が大きいいろいろ動いておりまして、現在のところ、台数まで把握していないのですけれども、結構市内を走っている場面を見ますので、そういった

点でも賄われているのではないかなど感じております。

【会長】 よろしいですか。

委員さん、よろしいですか。

【委員代理】 タクシー事業者ですが、先ほど府中さんにお聞きしたのと同じように、調布市の事業者の方もかなりのドライバーを抱えていらっしゃいますけれども、所内ではどのような教育をされているのか、お聞きしたいと思っております。

【調布市】 調布市でございます。月1回程度、会議が定期的に行われております。その中で、全体的な件につきまして意識統一といいますか、そういう研修を実施して、安全面とかそういったところの配慮を徹底しているところでございます。

【委員代理】 わかりました。

【会長】 ほかにございましたら。

では、お願いします。

【委員】 小平市さんに追加質問です。走っているらしいとかいう形ではなくて、多分、国交省さんにもお聞きしたいのですけれども、らしいではなくて、そのところはガイドラインからしてみるとどのように判断したらよろしいか、教えてください。

【会長】 よろしいですか。

【委員代理】 申しわけございません。小平市、市区町村単位で車両数を、現状、管理しております。福祉タクシーに関しましては、一般のタクシー事業者様が保有する福祉車両に関しては、減少傾向にあります。

ただ、一方、UDタクシー、こちらの普及が年々されておりまして、UDタクシー、今後、オリンピック・パラリンピックに向けて拡大していくということで、都内1万台計画とともに、東タク協さん、計画されておりまして、国でも補助金等を活用して支援していくといったところです。

あと、介護タクシーに関しては、申しわけございません、これも市町村単位で数字が出て、今現在、私で把握していないのですけれども、年々増加傾向にはございます。どちらかというと、福祉・介護タクシー事業に関しては、1台からでも参入ができるといったところで、年々事業者様は拡大傾向にあります。

【委員】 では、小平市の中での需給というのはわからないという形で、全体という形になっているということですね。わかりました。

ですから、小平市さん、私は西東京市でやっているときに、市内の事業者の協議会でや

っているのですね。ですから、わかる範囲内で、支局さんが準備するかもしれない支局さんにお願いしたのですけれども、そこら辺もわかるような形であればいいのかなと思いました。このようにあまり減り過ぎてしまうと、今、介護でもどんどん共助みたいな形で移動しなさいみたいな形もあったりとかして、そうすると、ほんとうの利用者がはじき飛ばされてしまう可能性もあるのかなという形なので、申し込みがないからという形ではなくて、手の届かない方、多分、包括さんとか、そういうのを押さえている可能性が高いと思うのですけれども、小平市さん、面積的にもすごく大きいので、そこら辺等あればいいのかなと思いました。よろしくお願ひします。

【会長】 ほかにござりますか。

【委員】 タクシーの労働組合の代表です。これはわかる方で結構ですけれども、今、タクシーも、UDタクシー、これからやっていこうということで、乗務員研修もやっていくわけですけれども、介護の認定、これは1級から5級までありますけれども、どこまでが公共交通を利用できる段階でしょうね。

これが、もし1級から5級まで全部、公共交通、タクシーでだめだということであれば、UDをやる必要がなくなってしまうのではないかと思うのですけれども、この辺は、会員数を見まして、1級のところがすごく多いところもありますし、3級から先のところしか会員がいないところもありますけれども、その辺、わかる方は、どこか教えていただければ、これから自分の自分たちの運動に取り入れたいと思いますので、よろしくお願ひします。

【委員】 お答えになるかどうかわからないのですけれども、私も全乗連と全福協でユニバーサルデザインのUDの研修体系をつくった委員長をしていたので、私見でありますが、お答えしてもよろしいでしょうか。

実はこれまで全乗連・全福協、過去、ケア輸送士という資格をつくられたりしておりました。ケア輸送士という資格は、五、六十時間で、福祉の人たちはよくご存じかと思いますけれども、当時の先生と、厚生省所管の総合健康推進財団がつくったケア輸送士という資格研修をやったのです。これは制度のところから、たしか車椅子利用者の乗降とか、そういう内容ですね。その後、タクシー事業者は、介護タクシーと先ほどからお話しありますけれども、タクシー事業者で訪問介護事業所をつくって、ホームヘルパー2級研修、これは130時間ですね、タクシー乗務員がそういう資格を取っていました。

ただ、私が最近、ここ数年かかわった全乗連・全福協のユニバーサルデザイン研修、これは1日か2日の研修です。つまりタクシー乗務員の方にとって、これからバリアフリー

交通法、それからバリアフリー法、新バリアフリー法という福祉のまちづくりの中で、タクシー、公共交通機関として大きな役割を果たすわけですけれども、その中でタクシーが果たす役割と、あと、今日、協議の内容になっている福祉有償運送が果たす役割、どこでどのようにすみ分けされるのかが、全乗連の検討委員会で非常に話題になったのですね。

そうすると、車椅子利用者の方が手を挙げる、タクシーがとまって乗降介助して乗車していただいて目的地まで行く、それは当然、バリアフリー法の中でやらなくちゃいけないわけです。ですから、今度のユニバーサルデザインの研修、1日か2日の研修は、そのときに車椅子利用者の方が手を挙げたら、どういったことをタクシー乗務員がやればいいのかということで、何も介護保険制度や障害者福祉制度まで勉強しなくていいだろうということで、ユニバーサルデザイン研修は1日か2日で終わる研修になったのですね。

ということで、私は、個別性が高い方は福祉有償運送だなと思っております。あと、要介護1の方の中にも、かなり認知症の方がいらっしゃるんですね。そういう方がお1人で乗車することは金銭授受ができないとかで、これはタクシー乗務員の方も混乱しちゃいますので、それは福祉有償運送なのかなと考えればいい。ですから、個別性が高い方ほど福祉有償運送ということになるのでしょうか。個別性が高いから会員制ですよね。このように整理しているのですが、いかがでしょうか。

【委員】 ありがとうございます。正直、私も現場を離れて何年かたっていまして、ヘルパー2級取ってサービスをしようよということで、その時代には私もヘルパーの2級取らせさせていただきまして、実際に個別でそういうお客様も、ずっと何年かつき合ったこともありますので、その辺はわかるのですけれども、最近、ほとんどそういう方が、もうタクシーというよりは、個別輸送機関に行ってしまっているのかと。ですから、その認定が取れれば、全て個別輸送機関に行ってしまうということであればどうなのかなと、個人的には思ったものですから。

【委員】 それはご心配される必要はないと思います。要介護1の方も、特にいろいろと障がいをお持ちの方もいらっしゃいますけれども、コミュニケーションがしっかりできて、きっとタクシーを使って病院に行かれる方もいます。

ただ、いろいろ個別課題を言わせていただくと、病院の中に入つてから、受付とか、それから外来のところまで行って、トイレなどのときに介助してほしいとか、いろいろな個別の要素があるのですよね。そこまでタクシーで対応できるかというと、タクシー会社でも訪問介護事業所取っているところもありますけれども、そういったところは可能でしょ

うけれども、なかなかそこは難しいところもあるのです。

私は、タクシー事業、ハイヤー事業というものを、産業の一つの効率的なシステムに乗った交通機関ではないかと思っております。ただ、地方などのタクシー会社では、地方はもうどんどん高齢化、超高齢社会になって、人口減少社会になって、生活というところに着目して、特に地方のタクシー会社ほど訪問介護事業所を持っているところが多いのですけれども、都市部においては、まだ産業は活発化していますので、私は、そこはすみ分けはされているのではないかと。多分、利用者からすみ分けされてしまう。利用者にも介護支援専門員とか、そういった専門職がついていますので。ニーズを全部アセスメントして分析していますので。そういったところから、おのずと利用者が選択されているのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか。

ですから、これでタクシー事業者が先細りとかそういうことは、私はないと思いますけれども、逆に先細り感があるのは福祉有償運送も同じではないかと、私は最近、かなり件数が減っているというところがありますから、どうやってニーズの掘り起こしをしていくかという大きな課題があるのではないかと思います。そこは委員も感じいらっしゃるのではないかと思います。

釈迦に説法で、大変申しわけありませんでした。

【会長】　　はい。

【委員代理】　先ほど国土交通省の担当の方もおっしゃっておりましたけれども、オリンピックを目指して1万台のUD車両を導入していくということで、タクシー事業者も、今、動いている最中であるということあります。そういう意味からすると、行政さんで、どういう形でそういう車をもっと気軽に使っていける体制といいますか、そういうのを敷いておくことも非常に大事ではないかと思っております。

いろいろ介護の中ではレベルがあるわけですけれども、タクシーを利用すればまだ行けるという方もおられるだらうと思うのですね。そういう意味からすると、そういう方にどのように手を差し伸べていくのかということと、こういう公共事業をどうやって育てていくのかということと、こういう部分があるのではないかなと思っておりますので、今後、いろいろまたご検討を賜りたいと思います。よろしくお願ひします。

【会長】　　まだございますか。

どうぞ。

【委員】　　これは年齢で差別するわけではないのですけれども、ちょうど1番、3番、

7番のところですと、3年の更新がたちますと80歳になってしまうぐらいの方が出てしまう形になるのですけれども、清瀬さんですと4名中4名が70歳以上とか、団体の継続性とかを考えた場合、新しいドライバーを探す努力をしているかどうかわからないのですけれども、どんどんみんな年齢上がっていってしまうと、今、対象外である10とかそつちですと、70以上の方がほとんどいない団体もあるのです。

ですから、そこら辺について、いや、その人たちは安心できるから大丈夫だよというのもありますけれども、ただ、個人タクシーさんですと、新規の免許の場合、75で抑えるみたいな形もあるので、ただ、80歳超えてしまうと、利用者さんからも不安が出てくるという形もあるので、年齢で差別するわけではないのですけれども、そのところについて、団体でなくて行政でどう考えているかのお話を、1番と3番と7番、9番、そこら辺が比較的的人数が多いので、教えていただければと思います。

【府中市】 では、1番の府中市からお答えいたします。

確かに現在の登録ドライバー、10名中5名が70歳以上という状況であることは団体とも確認しておりますし、今後、高齢者の運転の適性診断とかを義務づけるとか、それは行政としても支援する形で検討していきたいと思っております。

また、一番高齢で78歳の方がいらっしゃいますので、80を超える方は利用者にとても不安にお感じになることもありますので、しかるべき時期に肩たたきをするというか、そういうことも事業者とも相談しながら考えていきたいと考えてございます。

【調布市】 3番の調布ハンディキャブでございます。結構高齢の方が多いということで、どうしても定年退職後に社会貢献をしたいという方が多くて、雇用される際に高齢であるという現状があるところです。

ただ、年齢にかかわらず、健康面については、代表で個別の面談等を行って、無理があるようであれば、貢献したいという気持ちはわかるのですけれども、退会していただくとか、そういった措置をとっているところであります。

あと、先ほど75歳というお話があったのですけれども、75歳に達した場合は、基本的にはお辞めいただく形で実施していると聞き及んでおります。

【清瀬市】 N o. 7、清瀬市でございます。団体さんとの確認の中でも、なかなか新しいドライバーさんを見つけるのが難しいというところを確認しておりますし、今現在、健診を年1回の受診なのですが、それを年2回の受診をということで、お話をさせていただいております。

また、ADL等自立しておると思うのですけれども、当日の対面点呼時に健康状態の確認を、それぞれ点呼簿についてチェック項目がありますので、そこで見ていただく形でお願いをしているところでございます。

【武蔵村山市】 武蔵村山市でございます。うちは70歳と75歳という形でございます。現在も募集については常に行っておるのですが、なかなか見つかっておらない状態でございます。

3人でございますから、いつも3人とも顔を合わせる機会が多いので、そういったときに情報交換ですね、例えば健康診断の後の病気のチェックといったものもまめにやっていくそうですので、そういったところを、よく相手方、状況を見て、調子が悪そうであれば別の運転の方にするとか、そういった対応をしていただいているのだと聞いております。

【委員】 ありがとうございます。あと、健康診断を倍にするとか、いろいろお話を聞いているのですけれども、これぐらいの年齢だと、目が皆さん、白内障とかそういうのでどんどんやっていて、白内障になると、今日みたいな天気のときに、壁との境がわからなくなつてぶつけてしまうとか、そんな傾向とかもありますので、白内障について大丈夫かどうかというのを、聞き取りでもいいので、ある程度、例えば75以上とかになった場合に、それを聞いていただければ、大変ありがたいと思います。

しないと、利用者さんのところで車椅子やっていますと、ぎりぎり家のところまで、道に近いところまでバックでなければ入れないようなところとか、そういうところまでつける場合が多いのですけれども、そういうときこそ結構危険が増えるというのと、あと、人とかそういうのを見落としてしまったりするのは大変なので、目が見えないとどれだけ健康でもそういうリスクが出てしまうので、こういう昼間でも今日みたいな天気のときには危なくなりますので、そのところを団体さんにヒアリング程度でもしていただければと思います。

【会長】 ほかにございますか。

お願いします。

【委員】 幹福祉会です。委員から目の話があったので、私も追加になりますけれども、目のこともチェックすることであれば、緑内障もチェックしていただきたいと思うのです。もちろん緑内障、重度化すると失明してしまうことがあるのですが、軽度の場合には視野欠損が出たりもするので、本人は見えているつもりでも、実際に見えていない部分があつたりもするので、白内障を含めて調査されるのであれば、緑内障もチェックして

いただければと思います。

【会長】 ありがとうございます。それでは、各団体さんにはそのようなお知らせをしていただきたいと思います。ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、No. 1 から No. 9 までの更新につきましては、特別幹事会では了承ということで運営委員会にお諮りをしたいと思います。よろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ご了承いただいたということで、お願ひいたします。ありがとうございます。それでは、協議会にかけさせていただきます。

ここで最初の9団体9件の審査が終了いたしました。休憩を挟みまして、次の7団体10件の審査がございます。この部屋の時計で45分に再開ということで、休憩をとります。よろしくお願ひいたします。

(休 憩)

【会長】 それでは、再開させていただきます。

引き続き、No. 10 から No. 19 までの申請の概要につきまして、事務局より報告をお願いいたします。

【事務局】 それでは、No. 10 から 19 までの申請についてご説明いたします。

No. 10、No. 11 は、八王子市所管の特定非営利活動法人、くるみでございます。会員種別の変更は平成29年6月15日に届け出済みでございます。また、運転者数、運行管理体制に変更がございます。No. 11 で、対価について変更協議となります。

No. 12、No. 13 は、八王子市所管の特定非営利活動法人、ケアプレイスはなでんしゃでございます。使用車両、会員数に変更がございます。No. 13 で、対価について変更協議となります。

No. 14 は、八王子市所管の特定非営利活動法人、八王子バリアフリーの会でございます。会員種別の変更は現在手続中でございます。また、運転者数、運行管理体制に変更がございます。

No. 15 は、八王子市所管の社会福祉法人、みずき福祉会でございます。代表者の変更は平成26年8月25日、使用車両の変更は平成26年9月24日に届け出済みでございます。また、会員数に変更がございます。

No. 16 は、稻城市所管の社会福祉法人、永明会でございます。代表者の変更は平成28年5月12日に届け出済みでございます。また、運転者数、運行管理体制、会員数に変

更がございます。

No. 17、No. 18は、稻城市及び多摩市所管の社会福祉法人、正夢の会でございます。こちらの団体につきましては、運送の区域が複数市にまたがっておりますので、それぞれの市より協議申請を行います。会員数の変更は平成29年4月1日に届け出済みでございます。また、運転者数に変更がございます。

No. 19は、あきる野市所管の社会福祉法人、あきる野市社会福祉協議会でございます。代表者の変更は平成28年4月1日に届け出済みでございます。また、運転者数、運行管理体制、会員数に変更がございます。

【会長】 それでは、No. 10からNo. 19までの7団体10件を一括で審査に入ります。補足説明がございましたら、所管の各市からお願いをいたします。

まずは、くるみ、ケアプレイスはなでんしゃ、八王子バリアフリー、みづき福祉会につきまして、八王子市さんからお願いいたします。

【八王子市】 八王子市でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、八王子市の概要についてご説明いたします。八王子市は東京都の西部に位置し、面積は186.38平方キロメートル、平成29年3月末時点での人口は56万2,773人となっております。

次に、団体が対象としております旅客の範囲につきましては、障害者手帳の所持者数が、平成29年3月末時点で、身体障害者手帳1級から6級の方が1万5,453人、愛の手帳1度から4度の方が4,230人、精神障害者保健福祉手帳1級から3級の方が4,713人となっております。また、介護認定を受けている方につきましては、平成29年2月末時点で、要介護1から5の認定を受けている方が1万8,272人、要支援1、2の認定を受けている方が7,618人となっております。

次に、市内の福祉有償運送登録団体ですが、現在11団体が登録をしております。

続きまして、更新団体についてご説明いたします。

No. 10、NPO法人くるみでございます。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。5月29日にNPO法人くるみ事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。また、運送対象として知的障害者が追加されておりますが、こちらは運輸支局に届け出済みとなっております。

続いて、No. 11、NPO法人くるみの変更協議についてでございます。運送の対価に

について、2点変更がございます。1点目は、初乗り走行2キロまでの対価につきまして、300円だったところを350円に変更しています。2点目は、初乗り2キロを超えて1キロごとに120円だったところを130円に、それぞれ変更を希望しております。変更理由でございますが、当初の対価での運営が採算上厳しくなってきたことから、対価を上げるものでございます。

続いて、No.12、NPO法人ケアプレイスはなでんしゃでございます。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。5月23日にNPO法人ケアプレイスはなでんしゃ事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。

続いて、No.13の変更協議についてでございます。運行の対価について、1点変更がございます。これまで60分未満で2,160円としていたところを、30分未満1,080円、30分以上60分未満で2,160円と変更を希望しております。これは、より細かい料金設定にすることで、短時間利用者の負担軽減を図るものでございます。

続いて、No.14、NPO法人八王子バリアフリーの会でございます。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。5月24日にNPO法人八王子バリアフリーの会事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。

続いて、No.15、社会福祉法人みづき福祉会でございます。前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。5月24日に社会福祉法人みづき福祉会事務所にて、運行記録簿等の書類を確認いたしました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営されております状況をご報告させていただきます。

以上4団体につきまして、対面点呼につきましては、疾病確認、疲労確認、飲酒の有無等の確認を実施していることを確認しております。また、健康診断の受診についても、積極的に受診していただくように指導しているところでございます。

ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、永明会、正夢の会の稻城市実施分につきまして、稻城市さんからお願ひいたします。

【稻城市】 No.16、No.17、稻城市でございます。よろしくお願ひいたします。

最初に、大変申しわけございません、資料の訂正をさせていただければと思います。N

○. 16、永明会の要件確認表の9番、保険会社の名称ですけれども、こちらは会社名が変更されておりまして、現状が「日本興亜損害保険株式会社」と記載されておるのですけれども、正しくは「損害保険ジャパン日本興亜損保」でございます。訂正をさせていただければと思います。

もう1点、要件確認表から少し枚数めくっていただいた様式の2、運転者要件一覧表のNo. 4の年齢が間違っております。こちらのNo. 4の方、64歳と記載しておるのですけれども、正しくは68歳でございます。大変申しわけございませんが、よろしくお願ひします。

では、内容の説明をさせていただきます。まず、前回からの変更点ですけれども、こちらについては事務局説明のとおりでございます。両法人につきまして、運転記録簿等の書類及び使用車両についての確認をさせていただきましたところ、適正に管理・運営されておりましたことをご報告させていただきます。

そして、高齢のドライバーの方が永明会にはいらっしゃいます。その方々につきましては、搭乗前にチェックシートに基づく確認、また事故防止対策として安全運転者の講習等を受講して、適正な管理に努めているところでございます。なお、No. 17、正夢の会については、高齢者ドライバーはいらっしゃらないといった形になります。

説明は以上となります。ご審議のほど、よろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、正夢の会の多摩市実施分につきまして、多摩市さんからお願ひいたします。

【多摩市】 No. 18、多摩市でございます。よろしくお願ひいたします。

前回からの変更点は事務局説明のとおりでございます。6月28日に稻城市とともに、正夢の会にて運行記録簿等の書類を確認させていただきました。使用車両についても確認し、適正に管理・運営されておりますことをご報告させていただきます。

なお、多摩市の状況ですけれども、人口が29年4月1日現在で14万8,511名おります。うち障害者の人数ですけれども、身体障害者が4,236人、知的障害者が1,018人、いずれも若干ですが増加をしております。また、要介護・要支援認定者数は5,285人になっておりまして、こちらも増加傾向にございます。

【会長】 ありがとうございました。

続きまして、あきる野市社会福祉協議会につきましては、あきる野市さんからお願ひをいたします。

【あきる野市】 N o . 1 9 、あきる野市でございます。よろしくお願ひいたします。

まず、あきる野市の概要につきまして、少しご説明をさせていただきます。平成29年4月1日での人口は8万1,315人、要介護認定者数につきましては2,624人、要支援認定者数につきましては595人、身体障害者手帳所持者数は2,362人、精神障害者手帳所持者数は576人、愛の手帳所持者数は674人となっております。

前回からの変更につきましては事務局の説明のとおりでございます。5月22日にあきる野市社会福祉協議会秋川事務所と五日市事務所におきまして、運行記録簿等書類及び使用車両につきまして確認したところ適正に管理・運営されていることをご報告いたします。

なお、社会福祉協議会には75歳以上のドライバーが4名ほどおります。業務前には、昨日の飲酒の有無、睡眠時間、あとは体調の確認を対面により行っております。また、健康診断書につきましても確認をさせていただいております。

【会長】 ありがとうございました。

以上で、7団体10件につきまして、補足の説明が終わりました。委員の皆様、ご意見、ご質問ございましたら、お願いをいたします。

どうぞ。

【委員代理】 タクシー事業者です。前半にお聞きしたことと同じでございます。いろいろ乗務員さん、ドライバーの方でかなり高齢の方もまたいろいろいらっしゃるわけであります。特に比較的の人数をたくさん抱えておられます14番の八王子のバリアフリーの会、そして19番のあきる野市社会福祉協議会さん、所内での、会での乗務員さんのドライバーの教育だとか、安全に対するある意味では打ち込みだとか、そういうものはどういう形でなされていらっしゃるのかということを、この二つの団体の方にお聞きしたいと思います。いかがでしょうか。

【会長】 お答え、市から。団体からでよろしいですか。

では、団体からお願ひいたします。

【N P O 法人八王子バリアフリーの会】 八王子バリアフリーの会です。

当会の運転者に関しましては、各運転者の運転頻度が異なりますが、基本的には、年1回程度は少なからず全職員が同乗して運転状況等を確認するという機会を設けております。

それ以外に関しましては、あとはご自身での自己申告ですとか、日常運転されているときの状況等を相談しながら調整しております。

【社会福祉法人あきる野市社会福祉協議会】 19番、あきる野市社会福祉協議会です。

当会では、27年度につきましては、1回、貸コースにて、そこで教官をやっている方に同乗していただいて、全ての運転協力員に対してご指導をいただいて、15分程度の乗車と、注意点等を全部ご指導いただきました。

昨年度につきましては二度ほど研修をやっていまして、1回目はストレスマネジメントの研修ということで、過大にストレスがあると、いろいろな運転にも支障があるということで、養護教諭、保健室の先生をお呼びしまして、心身の安定等を図っていただくというのが1つと、もう1つは、管内の所轄の警察署の方をお呼びしまして、事故事例と高齢者の安全運転についての講習、それからもう1つは、動体視力、それから体幹機能、筋力維持、その辺の測定なんかも行って、自分の体力の低下、老化、その辺のことを自覚してやっていたいただいたという研修をやっています。

【会長】 よろしいですか。ほかにございますか。

お願いします。

【委員】 15番ですけれども、ほかのところは苦情処理責任者と苦情担当者がみんな別ですけれども、ここだけ同一人物がやっていて、責任者と担当者が一緒の場合、いなかつたらいないのかなという形ですけれども、そこについての質問です。

【会長】 N o. 15、団体の方、よろしいですか。

【社会福祉法人みづき福祉会】 みづき福祉会です。

同一でないほうがということであれば、変更は可能です。

【委員】 いや、ほかのところは、みんな責任者と担当者、ほかの団体は全部別ですけれども、ここだけが同一の方が兼ねているので、その人が用事でいなくなったりした場合、苦情処理受付する人は誰もいなくなってしまうのですけれども、どうなっているのですか。この苦情処理体制、3番のところで、同じ方が兼ねているのはこの団体だけですね。

【社会福祉法人みづき福祉会】 非常に規模の小さい事業所として、基本的に活動のある平日に休むことはあまり想定されていなかったものですから、同一で行っていたのですけれども、そういう事態も今後起り得るということであれば、別の人間をもう1人充てると考えて行きたいと思います。

【委員】 というのは、この運行管理の体制を見たところ、代表者がいて管理者がいてという形で代行者が行っているという形なので、とりあえず3人とも別の方なので、その中の誰かが兼務できるのかという気がするのですけれども、大体事故と苦情というのは紙一重みたいな形があるので、運行管理でそういう方がいれば、その方が書いてもいいのか

なと思いまして、質問した次第です。

【社会福祉法人みづき福祉会】 持ち帰って善処したいと思います。

【委員】 ありがとうございます。

【八王子市】 八王子市でございます。こちらの苦情処理責任者と苦情処理担当者が同一人物になっているということで、団体とまた改めて協議いたしまして、変更が可能であるか、その辺も調整させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

【委員】 よろしくお願いします。

【会長】 ほかに。

【委員】 では次、14番です。これは会員の方が87から27という形ですけれども、これは利用されない方、つまり、私は先ほど、府中でも同じような質問をしたのは、本来利用したい人が、変な話、団体の都合でそのサービスを提供されなくなってしまって、ほかが、例えばさっき小平市さんのように、移動支援が充実しているから問題ないでしょうではなくて、外出する人が減ってしまって、結果としてひきこもりが起きてしまうと怖いのかなという形があるので、減ったところに関しては、もともと利用はなかったのかどうか。それか、利用があったのに、新規募集しなくなってしまったという形があるのですけれども、それというのは、その地域にとっていいことなのか悪いことなのかということもあると思うので、ですから場合によっては、団体がうまく回らないのであれば、先ほど以降、値上げ申請するとか、何かいろいろ、人繰りつかなくなってしまうはどうしようもないのですけれども、そのところで、この加入者さんが約3分の1ぐらいになってしまっているという形なので、そのところが、住んでいる住民の方にとってサービス低下になっていないかどうかという観点からについての質問です。

【八王子市】 八王子市です。八王子バリアフリーの会につきまして、会員登録数が前回87人だったところが今回28人に減少しているということですね。実際の登録名簿を整理いたしまして、しばらく利用がなかった方につきまして、登録会員から一度外したということで、団体からは聞いております。ただ、もし利用をされるのであれば、また改めて再度登録は手続がすぐにできるようにということで、団体は理解をしているということです。

【委員】 というのは、運転者も16から24に増えたりとかしているのに、減ってしまっている形なので、あれれ、どうしたのかなと思って、それで質問した次第です。

あと、運賃の変更申請で、これは支局に聞きたいのですけれども、こちらは番号で言う

と11番に当たるのですけれども、こちらの待機料金も、新旧で言うと値上げになっているのですけれども、待機料金は、この申請とは別に載せなくていいのかどうか。

【八王子市】 申しわけございません、八王子市です。こちらは待機料金につきましては変わっておりません。30分400円が、新で30分500円と対照表はなっています。こちら、記載誤りでございまして、待機料金につきましては変更しておりません。

【委員】 では、そこのチェック、八王子市さん、よろしくお願ひいたします。

【八王子市】 はい。申しわけございました。

【委員代理】 ちなみに、待機料金に関しまして、通達上、対価以外の対価ということで協議する事項となっておりますので、もしこういった待機料も含めて値上げというところがあれば、これは幹事会ですけれども、運営協議会で協議することになっております。

【委員】 ありがとうございます。

【会長】 ほかにございますか。

【委員】 11番と13番が、どっちも八王子市で恐縮ですけれども、運賃部分の変更がありますね。この辺の根拠について、NPOの方からご説明していただけませんか。変更申請については、きっと協議をしなくてはいけないので。更新登録はいいです。

【NPO法人くるみ】 八王子のNPO法人くるみです。

何はともあれ、経済的に非常に厳しい状況です。それと、時間数はそんなに皆さんの役に立っているほどたくさんやっているわけではないのですけれども、あらかたがボランティアに近い、皆さんにお払いする対価と、いただく対価のギャップがあるかなみたいなところもあって、消費税が上がったということがあって、消費税上がったのは大分前ですけれども、そのまま、ここまでのこと、その辺いじらずにいたのですけれども、ガソリン代が上がったりとか、そのようなそれ以外のところがみんな上がっている部分も含めて、ちょっとでもいいから値上げさせてもらおうかなという最低限の値上げということです。

【NPO法人ケアプレイスはなでんしゃ】 13番、NPO法人ケアプレイスはなでんしゃです。前回の対価表では30分を記載させていただいていなかったのです。それで今回、新たに30分ということを記載させていただきました。あとは、運賃等には変更はございません。

【委員】 30分を記載させていただいたというのは、今回、30分の運賃を新たに設定したことですね。

【NPO法人ケアプレイスはなでんしゃ】 そうです。

【委員】 その設定した理由を聞きたいのです。どういうニーズがあるのかということを。

【NPO法人ケアプレイスはなでんしゃ】 私どもでは30分単位で運賃を設定しているわけです。だけど前回は、30分の単位を入れていなかったのです。それで今回は、30分刻みの単位で入れさせていただきました。

【委員】 では、もともとは30分刻みで運賃は取っていたのだけれども、記載していなかったら今回記載したということですね。

【NPO法人ケアプレイスはなでんしゃ】 そうです。済みませんでした。

【委員】 わかりました。

【会長】 ほかにございますか。よろしいですか。

それでは、No.15の苦情対応に関して、変更が可能なら変更するということで、その辺、次回の運営委員会までに変更可能ならしていただくということでよろしいですか。

【委員】 会長、実は2年ほど前にも同じようなことがありまして、苦情処理担当者と全てみんな担当者が同じだということですね。変更可能だったら変更していただけますか。

【八王子市】 はい。

【委員】 ということで、よろしくお願いします。

【会長】 では、15は変更をするということで、次の運営委員会には、その旨ご説明をお願いします。それから、No.11、こちらは記載誤りですので、その辺の修正もよろしくお願いいたします。それでは、No.15と11については、その旨、よろしくお願いします。

その他の更新につきましては、了承ということでおよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【会長】 ありがとうございました。それでは、そのような形で協議会にはかけさせていただきます。

以上で協議申請をされた団体の審査を全て終了といたします。ありがとうございました。続きまして、次第の7、その他の議題といたしまして、特別幹事会事務局の柏江市からお願いいいたします。

【事務局】 本日ご了承いただきました案件につきましては、来月の運営協議会に特別幹事会会长よりご報告いたしまして、ご協議いただきますので、どうぞよろしくお願いいいたします。

【会長】 ありがとうございます。

今後の予定でございますが、運営協議会事務局の福生市さんからお願ひをいたします。

【事務局】 運営協議会事務局の福生市より、今後の予定をご連絡させていただきます。

第1回運営協議会を、8月22日火曜日午後1時30分から開催いたします。会場は東京自治会館第4・第5会議室でございます。本日ご了承いただいたいた案件のほか、要綱改正等をご協議、また、情報提供等を行いたいと考えております。運営協議会委員の方におかれましては、ご出席をよろしくお願ひいたします。

【会長】 ありがとうございました。

ただいま運営協議会事務局より、次回の運営協議会のご提案がございましたが、委員の皆様、ご都合はいかがでしょうか。よろしいですか。よろしくお願ひいたします。

(「異議なし」の声あり)

【委員】 提案が3点ほどあるのですけれども、よろしいでしょうか。

【会長】 はい。

【委員】 来年度という形になると思うのですけれども、これだけたくさんの市のブレーンとかそういうような方がそろっていますので、例えば各NPOさんとかそういうのでありましたヒヤリハットとか、例えば先ほど19番では、動体視力の測定までやっているということもあって、これはすごいなと思って、すごくびっくりしたのですけれども、それをするというわけではなくて、そういうヒヤリハットとかこういうので、こういうような事故になりそうだった事例があったとか、各NPOさんでそういうのがございましたら、この場で共有できたらいいかなというのが1点。

2番目として、私どもが質問したのは、大体パターンとして70歳以上の人はどうしていますかとか、さっき75歳以上の方は肩をたたいていますよとか、そういうのは一覧表でつけていただければ、ここで質問しなくても済む形になるので、そういうような一覧表をお願いすることができないかと。

あと、3番、これは狛江市さんにお話ししたことはあったのですけれども、2025年までにすごく東京の多摩地区も激変してしまいますので、2025年までに対して、例えば各地区によって高齢者の割合が増えているところと低いところがあるのですけれども、そういうようなところで情報交換するような形をして、皆様の各市のそういうような、指標となるという言い方はおかしいのですけれども、こうやって福祉関係のところが集まるのはあまりないという話も聞いたことがありますので、この協議会、各団体の25市もそ

ろっていますので、そういうような形で、何かこちら辺のメンバーで情報共有ができたらと思いますので、そういう前向きの形で提案できればという内容について、今度の協議会で、来年度、今年は何もできないと思いますので、そういうのはできるかどうかという提案をしたいと思い、今、ここでお諮りをする次第です。

【会長】 すると、協議会に提案したいということでおよろしいですか。

【委員】 そうです。来年度という。

【会長】 来年度に向けて、次の協議会で。

【委員】 そのときは、こういう資料を用意していただいて、これが一覧表になっていれば、いろいろ質問しなくても済んでしまう場合もございますし、ヒヤリハットに関しては、各団体で多分新しいドライバーを入れなくてはいけないといったときに、こういうのに気をつけてくれよというのがあれば、自分の団体のものだけではなくて、他団体のといふ形であれば、初めてドライバーになる人が怖いとか、講習は受けていますけれども、皆さんのノウハウを結集したほうが、ドライバーさんの成り手がひょっとしたら増えるかもしれないですし、自信をなくして20代、30代の方が辞めてしまうという人も、ちゃんとこういうのを勉強すれば大丈夫だよとか、何かそういう前向きなお手伝いをこの会ができたらなということを込めて提案しております。

【会長】 それでは、ここは特別幹事会ですので、次の運営協議会で、またご提案いただけるということでよろしいですか。

【委員】 はい。

【委員】 よろしければ、次回の運営協議会事務局に事前に委員と調整していただいて、報告事項・審議事項を整理していただきご提案していただくと。つまり報告事項もあるでしょうから。何も審議する必要もないものもあるでしょうから、そこを整理していただく。

【会長】 その中に入れるということで。

【委員】 ええ。ぜひよろしくお願ひいたします。

【会長】 では、その辺は運営協議会の事務局の方とご相談いただき、運営協議会で報告するということで、よろしくお願ひいたします。

それでは、本日はお忙しい中お集まりいただきまして、大変ありがとうございました。これをもちまして第1回特別幹事会を閉会といたします。本日はどうもありがとうございました。

—— 了 ——